

「天神川流域下水道を中心とした複合バイオマス資源の有効活用に係る民間発案募集要項」  
に対する質問及び回答

令和3年1月8日 / 鳥取県水環境保全課

	募集要項等の 該当箇所	質 問	回 答
1	3(1) ＜検討対象の区域＞	資料2には更地区域(A～D)の敷地面積は記載されていますが、それぞれの寸法をご教授お願い致します。また柱状図も頂けませんか。	追加資料1のとおりです。
2	—	臭気に関する規制もしくは、順守すべき値等があれば、ご教示お願い致します。	鳥取県及び羽合町(現湯梨浜町)の間で締結された公害防止協定において、次のとおり規定されています。  ＜悪臭の基準＞ (1)アンモニア 2ppm以下 (2)メチルメルカプタン 0.004ppm以下 (3)硫化水素 0.06ppm以下 (4)硫化メチル 0.05ppm以下 (5)トリメチルアミン 0.02ppm以下  ※試験地点は資料5「天神川流域下水道 維持管理年報 令和元年度」P49参照
3	3(1) ＜検討対象の区域＞	消化槽及びガスホルダーを利用しない場合には、その用地のみを他の施設建設に利用することは可能でしょうか？ 可能な場合に、その撤去費用は、だれが負担するのでしょうか？	可能です。 その場合、撤去費用は本事業実施者の負担とします。
4	3(3)ア ＜天神浄化センター下水汚泥＞	年間脱水汚泥発生量 5,000tは、2019年の量で、その後減少が見込まれますが、委託料に反映される汚泥処理処分量は、どのように決まるのでしょうか？	脱水汚泥量推計については資料4(県推計)をご利用ください。
5	3(3)イ ＜その他のバイオマス資源＞	その他のバイオマス資源については、いろいろな機関との調整が必要と考えられますので、提案書提出時点で確定することは難しいと考えますが、検討段階でも可能でしょうか？	可能です。
6	3(6) ＜事業期間＞	維持管理・運営期間が20年とされていますが、民設民営であれば、運営後の施設はどのような取扱いになるのでしょうか。(撤去するのであれば、だれが負担するのでしょうか？)	事業期間終了後の方針も含めてご提案ください。(募集要項3(11))
7	3(9) ＜最終生成物の有効利用先に本事業実施者が対価を支払う提案は認められない。＞	施設の点検等で、汚泥の処理ができない期間の脱水汚泥の処分は、どちらが責任をもつのでしょうか？	本事業実施者の負担とします。(濃縮汚泥及び脱水汚泥の提供に係る処理委託費の設定において調整のうえご提案ください)
8	3(2) ＜検討対象施設の範囲＞	提案に応じて検討対象施設の範囲外で、必要に応じて公設で更新頂くことは可能でしょうか？(例：稼働後37年経過の重力濃縮槽掻き寄せ機)	検討対象外施設の更新は、従来通り天神川流域下水道ストックマネジメント計画(令和2年度策定予定)により公設で更新を行っていきます。

9	3(7) ＜事業手法＞	PFI、DBO方式での提案において施設整備が必要な場合は、下水道整備事業としての社会資本整備交付金等の適用を前提と考えて宜しいでしょうか？	貴見のとおりです。
10	3(7) ＜事業手法＞	県及び構成市町の新たな投資とは、上述施設整備費以外の投資と考えて宜しいでしょうか。或いは、交付金および地方交付税措置分等を差し引いた実質負担額と考えて宜しいでしょうか。	基本的には後者ですが、交付金及び交付税措置の扱いについては、それらの制度活用も含めてご提案ください。
11	3(7) ＜事業手法＞	汚泥提供に必要な施設設備等の整備とは、資料3スキーム図の①、②を指すのでしょうか？この場合の自己負担とは、上述”11”の市町の実質負担額を指すのでしょうか？	汚泥提供(移送)のための設備等を指しています。 また、ここに記載しているのは「自己負担」ではなく、「本事業実施者自身の負担」です。事業実施者においてこれらの設備の整備を行うことを含めた事業提案をお願いします。
12	3(7) ＜事業手法＞	外部からバイオマスを受け入れる場合の行政手続きは、県市町の協力が得られる前提と考えて宜しいでしょうか？	今回はあくまでアイデア募集ですが、現時点では必要な行政手続きは県・市町が協力して対応する前提です。
13	3(7) ＜事業手法＞	外部からバイオマスを受け入れる場合、適用可能性のある補助制度等について、県から申請頂くことは可能でしょうか？	今回はあくまでアイデア募集ですが、現時点では必要な行政手続きは県・市町が協力して対応する前提です。
14	3(7) ＜事業手法＞	脱水汚泥の外部処理委託単価は、輸送費は不含で宜しいでしょうか？また、現状の汚泥処分費は毎年増加しておりますが、20年間は15,500円/tは据置でしょうか？	輸送費を含んでいます。 単価15,500円/tは据置と仮定して試算をお願いします。
15	3(7) ＜事業手法＞	新たなバイオマス資源受入に起因して増加する消化汚泥等…経費を把握するために、汚泥処理運転管理業務に係る委託費の開示は可能でしょうか。	天神浄化センターの運転操作、監視及び保守点検等の業務委託費は、1億2百万円/年(税抜)です。そのうち、脱水機に係る人員は、1日8時間、年間269日、運転要員として1人配置しています。
16	3(3)イ ＜その他のバイオマス資源＞	以下のデータがあれば開示ください。 ①事業系一般廃棄物の構成市町毎の排出量、性状別排出量、排出施設別排出量 ②事業系一般廃棄物の処分単価 ③集約可能と考えているし尿、浄化槽、農集排水汚泥量 ④広域化・共同化計画の対象下水処理場および汚泥量 ⑤構成市町における利用可能なバイオマス資源の賦存データ	①データを保有しておりません。 ②データを保有しておりません。 ③提案者においてご検討ください。 ④計画未策定です。(策定に向けた検討中です。) ⑤提案者において調査・ご検討ください。
17	3(5) ＜天神浄化センター内関連設備の能力＞	提案処理の脱水汚泥含水率を設定できないと脱水汚泥外部処理委託費用、維持管理費を概算できないため、汚泥脱水機について、今回の消化汚泥に対する脱水性能を教示ください。	消化汚泥に対する脱水性能の実績データはありません。 稼働中の汚泥脱水機の消化汚泥に対する性能は、仮定の条件のもとでの性能を担保できないためお示しできません。
18	3(7) ＜事業手法＞ 及び ＜資料3 スキーム図＞	外部バイオマスの受入設備を天神浄化センター内にPFI等で整備する場合、処理委託費用等を設定するには浄化センターが廃棄物処理の業を取得する必要があるが、これを前提とした提案をしても宜しいでしょうか？	今回はあくまでアイデア募集ですが、現時点では必要な行政手続きは県・市町が協力して対応する前提です。
19	3(3)、資料3 ＜検討対象施設の範囲＞	汚泥有効利用施設の提案は必須でしょうか？	必須ではありません。

20	3(3)、資料3 ＜検討対象施設の範囲＞	現在休止中の焼却炉を修繕・再稼働することを含む提案は認められますか？	焼却炉(の再稼働)は検討対象外としています。
21	3(3)イ ＜その他のバイオマス資源＞	その他のバイオマス資源について、貴県が保有するデータを活用し、提案することは可能と考えてよろしいでしょうか。	可能です。
22	3(3)イ ＜その他のバイオマス資源＞	貴県が保有するその他のバイオマス資源データに、資料3にお示しの下水道汚泥の利用可能量、水質(BOD・COD・SS・T-N・T-P)、性状(固形物濃度、有機物濃度)が含まれていない場合は、別途ご教示いただけますでしょうか。	利用(可能)量については提案者においてご検討・ご提案ください。 なお、構成市町内の他の公共下水道の汚泥に係る該当町確認結果は、別添のとおりです。(令和3年1月8日追記)
23	3(3)イ ＜その他のバイオマス資源＞	貴県が保有するその他のバイオマス資源データに、資料3にお示しのし尿・浄化槽・農業集落排水汚泥の利用可能量、水質(BOD・COD・SS・T-N・T-P)、性状(固形物濃度、有機物濃度)が含まれていない場合は、別途ご教示いただけますでしょうか。	利用(可能)量については提案者においてご検討・ご提案ください。 なお、農集汚泥の性状については、県でデータを保有しておりません。
24	3(3)イ ＜その他のバイオマス資源＞	貴県が保有するその他のバイオマス資源データに、資料3にお示しの生ゴミ等の種類、利用可能量、性状(固形物濃度、有機物濃度)が含まれていない場合は、別途ご教示いただけますでしょうか。	例として給食残渣の量は提供いたしますが、その他の生ごみも含めた種類及び性状は保有しておりませんので、必要に応じて提案者で調査・ご検討ください。
25	3(7) ＜事業手法＞	貴県がデータを保有するその他のバイオマス資源について、貴県がご想定の方排出者からの処理委託費用がございましたら、ご教示いただけますでしょうか。	処理委託費用については把握しておりません。
26	3(7) ＜事業手法＞	「汚泥有効利用施設の提案がなく、・・・本事業実施者の負担とする。」とのことですが、脱水汚泥の利活用、汚泥有効利用施設の設計・建設・運営は必須では無いと考えてよろしいでしょうか。	必須ではありません。
27	資料4 ＜天神浄化センターにおける汚泥発生量の推計＞	事業期間として、2021年から20年間で仮設定とのことですが、事業実施者選定から設計・建設期間(3年を越えない範囲)を考慮した事業期間最終年度までの汚泥発生量をご教示いただけますでしょうか。	「事業期間が上記推計と一致しない場合であっても、天神浄化センターでの汚泥発生量は本数値を用いることとする。(資料4)」としております。また、2040年以降の推計は作成しておりません。提案者が想定する事業期間に対応した汚泥発生量が必要でしたら、資料4の減少傾向を踏まえた推計を提案者においてご提案いただければ構いません。
28	3(7) ＜事業手法＞	提案の自由度を広げるため、外部処理委託費の低減が可能な場合、事業実施者が脱水汚泥の減容化施設を設計・建設・運営し、減容化物を貴県にて外部処理委託(有効活用)していただく提案をお認めいただくことを要望いたします。	本提案募集の条件の範囲内であると判断します。 ただし、汚泥有効利用の内容が県からの外部処理委託のみであれば、本提案募集の趣旨に沿った有効利用であるとは認められません。
29	3(8) ＜汚泥処理技術の導入・処理実績等＞	「提案と同様の施設等の導入・処理実績を有すること」とのことですが、提案の自由度を広げるため、海外の下水処理場での導入・処理実績も適用可能とすることを要望いたします。	認められません。